

期検査における詳細な検査によって確保できることから、上述の船舶に関して、中間検査時に詳細検査を実施する必要はないよう関連規定を改めた。

3. 改正の内容

鋼船規則 B 編 4.1.1-2.において、建造後 10 年を超えるばら積貨物船、油タンカー及び危険化学品ばら積船並びに 15 年を超える一般乾貨物船に関して、中間検査時に機関室及び貨物区域の通風筒及びその閉鎖装置の詳細検査を実施する必要はない旨規定した。

10. 鋼船規則 B 編及び関連検査要領における改正点の解説 (非常用消火ポンプの定期的検査)

1. はじめに

2011 年 6 月 30 日付一部改正により改正されている鋼船規則 B 編及び関連検査要領中、非常用消火ポンプの定期的検査に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は 2011 年 12 月 30 日以降に申込みのある船舶の検査に適用されている。

2. 改正の背景

近年、PSC (ポートステートコントロール) において、非常用消火ポンプの整備不良を起因とした欠陥を指摘される事例が多数報告されている。その指摘された不具合の中には、その場にて簡易な保守整備を行い、対応したとの報告も少なくない。

非常用消火ポンプは、火災時において迅速かつ確実な作動が要求され、常に良好な状態を維持するよう保守することが必要であることから、現行規則で規定されている定期

的検査時に行う効力試験に加え、非常用消火ポンプの保守管理に関する規定を追加するよう、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

改正点は以下のとおりとなっている。

- (1) 規則 B 編表 B3.2 第 14 項において、年次検査における消火設備の現状検査の検査項目として、非常用消火ポンプを追加した。
- (2) 非常用消火ポンプの作動不良の主たる要因としては、呼び水ポンプやシール装置 (パッキン等) の整備不良が挙げられる。このような要因による作動不良を未然に防止するため、検査要領 B 編 B3.2.2-3.において、規則 B 編表 B3.2 第 14 項で規定する非常用消火ポンプの現状検査の時に、呼び水ポンプやシール装置 (パッキン等) について、少なくとも 5 年毎に開放点検を行い、良好な状態に保守整備されていることを確認する旨明記した。

11. 鋼船規則 B 編及び関連検査要領における改正点の解説 (ロールオン・ロールオフ船及び自動車運搬船のドア及び内扉の検査)

1. はじめに

2011 年 11 月 1 日付一部改正により改正されている鋼船規則 B 編及び関連検査要領中、ロールオン・ロールオフ船及び自動車運搬船のドア及び内扉の検査に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は、2012 年 1 月 1 日から適用されている。

2. 改正の背景

IACS では、貨物船の就航後の船体構造及び艙装品等の検査の要件として IACS 統一規則 Z7 を規定しているが、本統一規則には、ロールオン・ロールオフ船及び自動車運

搬船に設けられる荷役用のバウドア、内扉、サイドドア及びスタンドアについての検査要件は規定されていなかった。そのため、IACS では、それらドアの検査要件を IACS 間で統一的に取扱うべく検討を行い、1996 年に IACS にて合意されていたロールオン・ロールオフ船のドアの検査に関するチェックリスト、Internal Guideline No.8 (IG8) (非強制のガイドラインため、NK は取込んでいない) をベースとして、ロールオン・ロールオフ船及び自動車運搬船に設けられる荷役用のバウドア、内扉、サイドドア及びスタンドアの検査の要件を定めた IACS 統一規則 Z24 を 2010 年 11 月に新規に制定した。

このため、IACS 統一規則 Z24 に基づき、関連規定を改めた。

なお、IACS統一規則Z24はロールオン・ロールオフ船及び自動車運搬船に設けられる荷役用のドアを対象としているが、今回に規則改正では、船種によらず外板に付く荷役用のドアの健全性を同様に確認する必要があるとの判断から、貨物船に対する要件として取入れている。従って、ロールオン・ロールオフ船及び自動車運搬船以外の船舶で、外板に荷役用のドアを設ける場合には、原則本要件を適用する必要がある。

3. 改正の内容

鋼船規則B編の改正点は以下のとおりとなっている。

- (1) 表B3.2において、年次検査における現状検査の要件を規定した。
- (2) 表B3.3において、年次検査における効力試験の要件を規定した。なお、射水試験については、検査員が必要と認めた場合に行う必要がある旨明記した。
- (3) 表B3.5において、年次検査における構造部材等の精密検査の要件を規定した。
- (4) 表B3.6において、年次検査における構造部材等の板厚計測の要件について規定した。なお、年次検査においては、現状検査の結果、検査員が必要と認めた場合に板厚計測を行う必要がある旨明記した。
- (5) 表B4.3において、中間検査における構造部材等の精密検査の要件を規定した。

- (6) 表B4.4において、中間検査における構造部材等の板厚計測の要件を規定した。なお、中間検査においては、年次検査同様、現状検査の結果、検査員が必要と認めた場合に板厚計測を行う必要がある旨明記した。
- (7) 5.2.2において、定期検査における現状検査の要件を規定した。
- (8) 5.2.3において、定期検査における効力試験の要件を規定した。なお、定期検査においては、すべてのパウドア、内扉、サイドドア及びスタンドアについて射水試験又はこれと同等の試験（超音波によるタイトネス試験等）を実施しなければならない。
- (9) 5.2.5において、定期検査における構造部材等の精密検査の要件を規定した。
- (10) 表B5.8において、定期検査における板厚計測の要件について、検査員が必要と認めた場合に、適当数の板及び防撓部材について板厚計測を行う旨を規定した。

鋼船規則検査要領B編の改正点は以下のとおりとなっている。

- (1) B3.2.2において、現状検査の詳細な取扱いについて規定した。なお種々の装置についての現状検査については、それら装置の動作確認を行い、正常に機能することを確認する必要がある。
- (2) B5.2.5において、定期検査における精密検査の詳細な取扱いを明記した。

12. 鋼船規則B編及び関連検査要領における改正点の解説 (水中検査)

1. はじめに

2011年11月1日付一部改正により改正されている鋼船規則B編及び関連検査要領中、水中検査に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は、2012年1月1日以降に申込みのある船舶の検査に適用されている。

2. 改正の背景

船底検査に関する要件を規定したIACS統一規則Z3が2011年4月改正され、本会が承認した水中検査のための必要な措置が講じられた船舶が船底検査に代わる水中検査を適用する際の水中検査の実施条件が明確化されるとともに、船底検査を水中検査に代えることのできる船舶の条件がIMO決議A.744(18)と整合された。

このため、改正されたIACS統一規則Z3(Rev.5)に基づき、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

改正点は以下のとおりとなっている。

- (1) 外国籍船舶用鋼船規則B編6.1.2-1.1において、船級符号に“Enhanced Survey Programme”を付された船舶について、船底検査を水中検査に代えることができない場合の船齢条件を「建造後15年を超える」から「建造後15年以上」と改めた。なお、日本籍船舶用規則では、従前から「建造後15年以上」と規定しているため、今回の改正による変更はない。
- (2) 外国籍船舶用鋼船規則検査要領B編B6.1.2-1.(1)において、船底検査に代わる水中検査が適用できる船舶の船齢条件を、「15年以下」から「15年未満」に改めた。
- (3) 鋼船規則検査要領B編B6.1.2-1.(2)において、水中検査を適用する際の実施条件を明確化した。